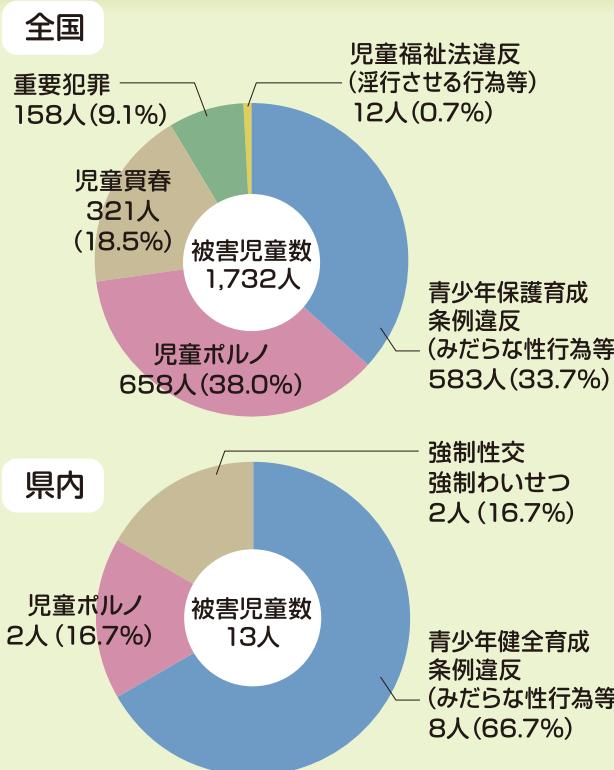


SNSの利用にかかる性被害から守りましょう

令和4年中のSNSに起因する事犯の被害児童数の状況



このような被害が実際に起きています

● A子（16歳）は、SNSで知り合った男に、SNSを不正アクセスされ、「パスワードが欲しければ、ビデオ通話で服を脱げ」と要求され、服を脱いた様子を撮影された。

● B子（17歳）は、数年前にSNSで知り合った男に裸の写真を取られていたのだが、その男から会いたいと連絡があり、断ったところ、「会わないと写真をばらまく」などと脅された。



「ペアレンタルコントロール」でできる安全な利用環境づくり SNSに起因する被害児童の9割以上がフィルタリングを利用しています

子供の安全のために、保護者がネット環境を整えてあげることを「ペアレンタルコントロール」と言い、その代表が「フィルタリング」です。個別に利用を許可するカスタマイズや、長時間利用を防ぐ時間設定など、本体設定やアプリでできることはたくさんあります。目的に応じて柔軟に活用しましょう。（年齢が高くなれば、自分の力で利用をコントロールするためのツールとしても役立ちます）

スマホだけでなく、ゲーム機やタブレット、子供に貸すことがある大人用のスマホやおさがりの機器等にも、ペアレンタルコントロールを忘れずに！

スマートフォンやインターネットを適切に使うために、ルールを決めましょう

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- 個人が特定される情報を書き込まない
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない
- 他人のID、パスワードを勝手に使わない
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない
- 利用料金や利用時間を決める
- 困ったことがあれば必ず保護者にすぐに相談する
- ルールを守れなかったときのルールを決める



薬物乱用から守りましょう

近年、大麻事犯の検挙者が増加し、特に未成年者から20歳代の検挙者が増加しています。

「大麻は、他の薬物より安全、害がない」「大麻は依存にならない、いつでもやめられる」などの誤った情報が流れていますが、実際には、知覚が変化し、集中力がなくなり、情緒が不安定になります。

子どもを、薬物乱用の危険から未然に防ぐためには、保護者が子どもの様子を日々注意深く見守ることが大切です。子どもが自分自身を大切にし、悪い誘いを寄せ付けない、誘われても断れる自信を育みましょう。

大麻のほかに乱用される薬物

- ①覚醒剤………日本で最も検挙者が多い薬物。神経に作用して異常な興奮状態をもたらし、精神依存も強いので非常に危険です。
- ②コカイン………神経を興奮させる作用があり、幻覚等の症状や大量摂取すると呼吸困難で死に至ることもあります。
- ③危険ドラッグ………麻薬などに類似した有害で危険な物質を含んでおり、呼吸困難や異常行動を起こしたり、死に至ることもあります。



万引きや自転車盗、暴力行為は犯罪！特殊詐欺もダメ！！

万引きや自転車盗、暴力行為は犯罪であり、絶対に行ってはならないことを、子どもが小さいときからしっかりと教えましょう。

子どもの持ち物にはいつも気を配り、見慣れない物を持っていたら子どもに確かめましょう。

また、遊ぶためのお金欲しさに、安い考え方で現金を受け取る役割の「受け子」等としてオレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺に加担し、逮捕される例が増えています。甘い言葉に乗らないよう注意しましょう。



「お酒・タバコ」は非行の第一歩です！



未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。

また、飲酒・喫煙は、非行グループへのつながりを強め、やがて次の段階へとエスカレートしていく前兆行動です。

深夜外出をやめさせましょう

富山県青少年健全育成条例により、保護者は、急病など特別の事情がある場合のほか、青少年（18歳未満の者）を深夜（午後11時から翌午前4時まで）に外出させないように努めなければなりません。

また、何人も、正当な理由のある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、若しくは同伴し、又は深夜まで青少年をとどめてはいけません。（違反した場合、30万円以下の罰金が科せられます。）

深夜立入制限のある施設（深夜時間帯は保護者等が同伴していてもダメです）

施設	年齢	立入(入場)禁止時間帯	根拠法令等	事業者に対する罰則
カラオケボックス まんが喫茶 インターネットカフェ	18歳未満	23:00～翌4:00	富山県青少年健全育成条例	30万円以下の罰金
ゲームセンター	16歳未満	18:00～翌6:00 ※18:00～22:00は 保護者同伴であれば可	風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金 (懲役と罰金が併科さ れる場合あり)
	18歳未満	22:00～翌6:00 ※保護者同伴でも不可	富山県風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する法律 施行条例	